

1 港湾法第五十一条第一項に規定する港湾環境整備計画の認定申請者  
株式会社 ENJOY TRUST 代表取締役 萩原 俊輔

2 港湾法第五十一条第二項第一号から第五号までに掲げる事項の概要

(1) 第一号関係（貸付けを受けようとする緑地等の区域）

尼崎西宮芦屋港東海岸町沖地区

住所：尼崎市船出1番

(2) 第二号関係（緑地等の貸付けを受けようとする期間）

事業開始の予定期日 令和8年3月16日

事業終了の予定期日 令和18年12月31日

(3) 第三号関係（第一号の区域において整備する飲食店、売店その他の施設であって、当該施設から生ずる収益の一部を次号に規定する港湾施設の整備に要する費用の全部又は一部に充てることができると認められるものに関する事項）

・尼崎のびのび公園は、バーベキューエリアやドッグランエリア、木の遊具等を整備し、誰もが気軽に訪れることができる都市近郊で自然と触れ合える場を形成するものです。

・都市近郊から車で約30分というアクセスの良さや海を目の前にしたロケーションを活かし、バーベキュー施設をはじめ、釣り具のレンタルも実施し、それぞれのエリアで定期的なイベント（季節限定メニューの販売、犬種別交流会、釣りイベント及び地元農産物のマルシェなど）を開催することで、港への来訪のきっかけをつくり、尼崎西宮芦屋港の魅力を体験できる拠点を生み出し、賑わいの創出に寄与します。

供用予定期日 令和8年10月1日

工事着手 令和8年5月1日（予定）

工事完了 令和8年9月30日（予定）

(4) 第四号関係（第一号の区域において整備する休憩所、案内施設その他の港湾の環境の向上に資する港湾施設に関する事項）

・簡易のアスレチック遊具、ドッグランフェンス、各所案内サインの設置を行い良好な環境を維持しながら、さらには熱中症対策としてミストシャワー等を、多目的スペースへ設置するなど利用者の利便性と安全性の向上に努めます。

- ・尼崎のびのび公園管理運営事業から得られる利益の一部を施設維持管理費として予算計上し、施設の維持管理及び修繕費に充当します。

(5) 第五号関係（前二号に掲げるもののほか、第一号の区域において行う緑地等の維持その他の港湾の環境の整備に関する事業に関する事項）

- ・雑草、地被 4月、5月、6月、7月、8月、9月（月2回以上）  
10月、11月、12月、1月、2月、3月（月1回以上）  
草刈り機によるカット、除草工
- ・低木：年2回以上 剣込工
- ・高木/中木：年1回以上実施 剪定工
- ・清掃：現場社員、アルバイトにて対応
- ・警備：現場社員の巡回、防犯カメラ
- ・その他：災害時の備えとして、避難計画や避難訓練等を実施

## 意見の提出方法

- 1 意見書の書式について  
書式に定めはありません。  
必要事項：住所、氏名、連絡先、港湾環境整備計画の名称、利害関係の内容

- 2 意見書提出期間  
令和8年1月6日（火）から令和8年1月19日（月）  
※郵送で意見書を提出する場合は、令和8年1月19日（月）が必着です。

- 3 意見書の提出方法  
郵送、持参、ファックス、電子メールでの提出が可能です。

### 【郵送の場合】

〒650-8567  
神戸市中央区下山手通5丁目10番1号  
兵庫県 土木部 港湾課 港湾企画班あて  
※封筒表に「意見書在中」と朱書きしてください。

### 【持参の場合】

兵庫県庁 1号館9階 港湾課 港湾企画班

### 【ファックスの場合】

078-362-4280

### 【メールの場合】

kouwanka@pref.hyogo.lg.jp

位置図（尼崎市船出1番）

